

# 労働法改正に伴う

# 雇用管理のポイント

～同一労働同一賃金ガイドライン～

オンライン  
セミナー

参加無料

受講時間 約1時間

動画受講期間

令和3年 10月4日(月)～10月17日(日)まで

働き方改革の一環で、中小企業は2021年4月1日から「パートタイム・有期雇用労働法」(同一労働同一賃金)が施行されています。同一労働同一賃金ガイドラインが明確化され、すべての事業主はこれを徹底することが求められます。どのような待遇差が不合理に当たるのかや実際にどのような対応を行う必要があるのかを説明します。働きやすい労働環境を整備することにより、経営の安定を図ることを目的としたセミナーを開催します。

※動画の視聴には大量のデータ通信が発生します。スマートフォンやタブレットで視聴する場合は、Wi-Fi環境下での視聴を推奨します。また携帯・通信キャリア各社にてデータ通信費が発生する場合は、自己負担となります。

## 講師



OfficeM 代表

松井 一恵 氏

【生まれ】 1968年1月・大阪府堺市生まれ

【経歴】 1991年 関西大学法学部を卒業し金融機関に入社。融資担当経理に従事  
のち会計事務所、司法書士事務所勤務  
2000年 社会保険労務士松井一恵事務所を四條畷市で開業  
2008年 大阪市北区に移転。事務所名を「OfficeM」と改称

【資格】 特定社会保険労務士、CFP、宅地建物取引士

【研修・講演実績】 (内 容) ハラスメント防止、メンタルヘルス、社会保険年金、  
FP3級資格取得、がん治療と保険・共済、職場の人権  
(研修・講演先) 各市商工会、在阪鉄道会社、各種団体・労働組合  
エーダッシュワーク創造館、シニアカレッジ、JA、女性大学等

## 内容

同一労働同一賃金への対応に向けて、事業主に求められること

- 同じ企業で働く正社員と短時間労働者・有期雇用労働者との間で、あらゆる待遇について、不合理な差を設ける事の禁止
  - 正社員との待遇の違いやその理由などについて説明を求められた場合について等のポイントを押さえる
- どのように取り組むことで働きやすい労働環境を整備することができるのかをお話します。

主催 | 羽曳野市商工会 TEL 072-958-2331

申込み ▶ 参加ご希望の方は、下記申込書に必要事項をご記入の上、羽曳野市商工会へFAXでお申込み下さい。  
資料、アンケート用紙及び動画受講に必要なURL等郵送します。

FAX 番号 : 072-956-1950

オンラインセミナー  
参加申込書

10/4(月)～10/17(日)

事業所名

所在地

参加者名

TEL

メールアドレス

※申込書にご記入いただいた個人情報につきましては、本事業以外には使用いたしません。